≪高額介護合算療養費の申請にあたっての注意点≫

・高額療養費外来年間合算の給付が優先されますので、申請・給付漏れがないかご確認ください。
・世帯負担限度額を超えた金額が、501 円以上の場合に申請できます。
・医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが 0 円である場合は申請できません。
・被保険者からの申請に基づき、医療保険者と介護保険者の双方が自己負担額の比率に応じ案分して給付されます（1 円未満の端数処理がある場合、按分後の額が一番低い額となるものは切上、それ以外は切捨）。
・69 歳以下の医療保険の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・外来別に 1 ヶ月 1 件で 21,000 円以上ある場合に合算の対象となります。

≪高額介護合算療養費の申請方法≫

7 月 31 日時点（基準日）に加入していた医療保険者（健康保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険など）に対し、該当する下記ケースを確認の上、申請してください。

なお、申請先の医療保険者は介護保険者や他の医療保険者加入中の申請者の自己負担額を把握できないため、これらの保険者から自己負担額証明書の交付を受ける必要があります。

【ケース１】計算期間（前年 8 月 1 日～7 月 31 日)、当健保組合のみに加入していた方

［申 請 先］当健保組合

	手　順
①	市区町村へ介護費の自己負担額証明書の交付申請
②	市区町村から介護費の自己負担額証明書の交付
③	当健保組合へ高額介護合算療養費支給申請 注）介護費の自己負担額証明書②を添付
④	当健保組合から被保険者へ高額介護合算療養費を給付 当健保組合から市区町村へ高額介護合算療養費の計算結果を通知

【ケース２】計算期間途中、当健康保険組合から後期高齢者医療保険など他の医療保険者へ加入された方

［申 請 先］他の医療保険者

	手　順
①	市区町村へ介護費の自己負担額証明書の交付申請
②	市区町村から介護費の自己負担額証明書の交付
③	当健保組合へ高額介護合算療養費支給申請と自己負担額証明書交付申請
④	当健保組合から医療費の自己負担額証明書を交付
⑤	他の医療保険者へ高額介護合算療養費支給申請 注）介護費の自己負担額証明書②、医療費の自己負担額証明書④を添付

⑥	他の医療保険者から当健保組合と市区町村へ高額介護合算療養費の計算結果を通知 この計算結果を下に、当健保組合から被保険者に対し高額介護合算療養費を給付

【ケース３】計算期間途中、国民健康保険など他の医療保険者から当健保組合へ加入された方

［申 請 先］当健保組合

	手　順
①	市区町村へ介護費の自己負担額証明書の交付申請
②	市区町村から介護費の自己負担額証明書の交付
③	他の医療保険者へ医療費の自己負担額証明書の交付申請
④	他の医療保険者から医療費の自己負担額証明書の交付
⑤	当健保組合へ高額介護合算療養費支給申請 注）介護費の自己負担額証明書②、医療費の自己負担額証明書④を添付
⑥	当健保組合から被保険者へ高額介護合算療養費を給付 当健保組合から市区町村や他の医療保険者へ高額介護合算療養費の計算結果を通知